

OTK
支える

No 88

全国 大阪府 重症心身障害児・者を守る会
支える部

守る会三原則

決して争ってはいけない
親しい人の生きかたは
個人主義ではない
親しい人が参加する者
も派を越えること
党派を超え、一人も
最も弱いものを一人も
残さず守る

大阪府重症心身障害児・者を支える会 21回 定期総会、記念講演会 平成26年6月21日(土)

会場 早川福祉会館 4F(ホール)

〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺1-9-28 TEL 06-6622-0122
最寄り駅
・地下鉄谷町線駒川中野下車、西へ徒歩10分
・地下鉄御堂筋線西田辺下車、東へ徒歩15分(市バスへ乗り継ぎできます)
・JR阪和線南田辺下車、南東へ徒歩15分
・市バス東住吉区役所前下車すぐ

日程 10:30~ 受付
11:00~12:00 【総会】
12:00~13:00 休憩
13:00~15:00 【記念講演会】

記念講演会 13:00~15:00

テーマ「重症心身障害児者の在宅支援」
厚生労働省の地域生活モデル事業を受けて

講師 大阪発達総合療育センター・フェニックス園長
船戸 正久氏

費用 資料代 500円
(但し、大阪府重症心身障害児・者を支える会会員は無料)

記念講演会申込:「大阪府重症心身障害児・者を支える会」
FAX・Eメールにてお願いします(締切日:6/6 金曜)
資料代は、当日受付へ御支払い下さい。

お問い合わせ:【支える会】〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町1-15-28
育徳コミュニティセンター2F
TEL 06-6624-2555 FAX 06-6624-2556
Eメール: osaka@sasaeru.or.jp



全国重症心身障害児(者)を守る会 創立50周年記念大会

【大会概要】

- と き
平成26年6月8日(日)~9日(月)
- と ころ
式典等: グランドプリンスホテル新高輪
国際館バミール
〒108-8612 東京都港区高輪3-13-1
: 03-3442-1111
- 主 催
社会福祉法人
全国重症心身障害児(者)を守る会
全国重症心身障害児(者)を守る会
- 参加費用
参加費 3,000円、感謝の集い会費 10,000円

5, 大会次第
[第1日目] 6月8日(日)
受付 13:00~14:00
特別講演 14:00~15:30
石井めぐみ氏
感謝の集い 16:30~18:30

[第2日目] 6月9日(月)
受付 9:00~10:15
式典 11:00~12:00

申し込み先:「支える会」事務局
締切4月21日(月)

問い合わせ先:
社会福祉法人
全国重症心身障害児(者)を守る会 事務局
TEL(03)3413-6781-3 FAX(03)3413-6919

「支える会」事務局

〒545-0021
大阪市阿倍野区阪南町5-15-28
育徳コミュニティセンター2階
大阪府重症心身障害児・者を支える会
会長 山村 寿子
TEL 06-6624-2555
FAX 06-6624-2556
<郵便振替> 00930-9-69598

支える会ホームページのご案内

ドメイン名 <http://www.sasaeru.or.jp/>
メールアドレス osaka@sasaeru.or.jp
様々な御意見・御質問や情報をメール
や掲示版にお寄せ下さい。



編集後記

季節が変わり、心身にも優しい
春風が舞うようになりました。
重い障害をもつ人々とその家族
にとって、暖かさの満ち溢れた施
策がなされ、生きやすさが解消さ
れる世の中になることを祈ります。

編集委員一同

編集・責任者
(事務局) 〒545-0021
大阪市阿倍野区阪南町五-15-28
育徳コミュニティセンター2F
TEL 06 六六二四二五五五
FAX 06 六六二四二五五六
運営委員長 山村 寿子
郵便振替口座 〇〇九三〇九一六九五九八
大阪府重症心身障害児・者を支える会

発行所
大阪府重症心身障害児者団体定期刊行物協会の
〒530-0054
大阪市北区南森町1-1-1 〇五〇七
定価 五〇円
(会員のの方は会費の中に含まれています)

支える会セミナー アンケート

セミナーのご感想を一部紹介致します

制度の歴史から話をさせていただき、とてもわかりやすく教えていただきました。話を聞かせていただき、早い段階からの後見を立てていかなければいけない事の大切さを知りました。家族を守るため、自分を守るためですが、「何とかなるやろう」「どういかなるやろう」という気持ちがかかっているのが現状です。

特に医療的ケアが必要な利用者、高齢の利用者は急に治療が必要となった場合、第三者後見人が決められないということをおためて大きな問題だと感じた。親が亡くなった後、本人の意志をどのように取り決めるのか、倫理委員会で話し合ったとしても難しいことだと思います。身上監護、財産管理をする成年後見人を決めることの重要性を強く感じました。



障害者の施設をしておりますが利用者さんともだんだん高齢化しておりますので、今日の話をきいて参考になりました。

成年後見の仕組み、なりたちなど、丁寧に説明していただき有り難うございました。医療医倫理の問題も含めて、家族としては「びみょう」な問題をばらんでいて、なかなか考えさせられました。

家族が両親と障害者本人で兄弟がなく、親亡き後の子供の生活、財産管理等が心配でした。後見人制度の事も聞いてはいましたが、どのようにしたらいいか分からなかったため今日、お話を聞かせていただけてよかったです。

私は重症心身障害児(者)病棟にて勤務させて頂いています。まだ1年たらずで経験も少ないのですが、契約等面談の際に多くの保護者様からご相談を頂くことがあります。今回、参加させていただき、先生のお話や保護者様の気持ちに色々考えることが、よりよい(悩みに寄り添いわかりやすい内容で)説明、皆さんにとって良い支援ができるよう、もっと努力しなければならないと感じました。有り難うございました。もっともっと学びたいと思います。

重症心身障害者、成年後見人についての現状を知ることができました。今後どのようにしていくのか、改善されていくのかと私達一人一人が意見を出すことによって、重症心身障害者が生活を行う為の大切な見直しになると思います。また、現在、ヘルパーとして働いておりますが、後見人制度等の問題、ケース(手術)の件に関しては、スタッフ一同考えていかなければと思っています。

日本には、扶養義務という法が残る中、この後見制度のあり方に、まだ、深い理解がすすんでいないと思います。早く、スウェーデンや、他国の福祉国と呼ばれている国のように、どこまでも、個人の尊厳が先に考えられるようになれば良いと思います。

支える会セミナー開催

「日々の業務を通して成年後見制度に思うこと」



平成26年2月15日(土)
大阪市長居障がい者スポーツセンター
会議室

平成26年2月15日に大阪市長居障がい者スポーツセンター会議室において「支える会」セミナーが開催されました。

平成12年に制度化された成年後見制度により、多くの入所施設利用者の親・兄弟が後見人に選任されています。この度、制度をよく理解するために枚方総合発達医療センター 諏訪田 克彦氏をお招きし、ソ・シャルワ・カ・の立場から、毎日の相談業務を通して感じていることや考えていること等をお話していただきました。

措置制度の時代から契約に基づくサービス利用の形態への流れも含めて説明をいただき、成人になった方で、意思を明確に示すことが難しい方にとって、身近にいる親・家族であっても契約を行う上では権限を明確にしなければならない時代なのだということを丁寧に説明いただきました。また、成年後見制度が障害者だけのものではなく、高齢化に伴う課題として誰もが身近にある問題として説明をして下さいました。

お話の中で一番印象に残ったのは、「親業の卒業」という言葉です。生まれた時から我が子の命と暮らしをずっと守り続けてきた親御さんにとって、介護の担い手としても、親としての役割としても休むことなく延々と果たし続けている状況に、講師のおっしゃるとおり「卒業」が必要ではないかと強く感じます。ただ、それにしても何と違い卒業でしょうか？・・・

また、後見人として出来ない事項として「医療同意」についてお話されました。いくつかあるうちの最も大きな問題として例を挙げてお話し頂きました。特に、医療的ケアが必要な方々にとっては、非常に關心のある問題です。質疑応答時においても質問があり、身元引き受けのことなどについて補足してお話をして下さいました。入所施設での暮らしはもちろん、在宅での暮らしを続けていくためには、後見人が出来ないことがあっても、御本人を中心に課題や困難を乗り越えていかなければなりません。その意味では、後見人とともに家族の方との連携をいかに密にしながら進めていかを考えなければならないと改めて考えさせられました。

最後に、講師の優しい人柄を感じさせてくれるような優しく丁寧な言葉で、会場からの質問に一つ一つ答えて下さっていた姿がもう一つ印象的でした。非常に有意義な研修であったと思っております。有難うございました。(K.S)



大阪ゆとりライオンズクラブ様よりご寄付をいただきました。

3月27日に大阪ゆとりライオンズクラブ様より、本会活動のためにチャリティゴルフコンペを開催いただきご寄付を賜りました。

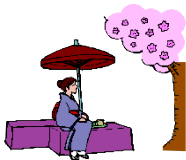
頂きましたご寄付は、重症心身障害児者のための活動に使わせていただきます。

心のごもりましたご寄付に、心より感謝申し上げます。



(お詫び) 機関紙を支える87号にて大阪市の「重症心身障がい児者の医療コーディネート事業」について、予算化されたとしていますが、「予算要求」の誤りです。お詫び申し上げます。

「支える会」 入会のご案内



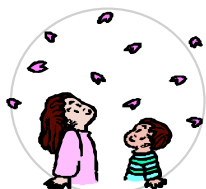
大阪府重症心身障害児・者を支える会
(全国重症心身障害児(者)を守る会の
大阪支部)への入会についてご案内いたします。

- 【個人会員】 年会費 8,400円
 - 本部発行「両親の集い」、本会発行「支える」購読料含む
年会費 3,600円
 - 本会発行「支える」購読料含む
 - 【法人・団体会員】 年会費 10,000円(1口)
 - 本部発行「両親の集い」、本会発行「支える」購読料含む
 - 【協会員】 年会費 3,000円(1口)(運営資金の協力会員)
 - 本会発行「支える」購読料含む
- 申込み・問い合わせは事務局までお願いします

会費納入のお願い

既に納入がお済みの方にはあしからずお許しを願いますようお願い申し上げます。

<問い合わせ>
TEL 06-6624-2555
FAX 06-6624-2556
<郵便振替>
00930-9-69598
大阪府重症心身障害児・者を支える会



研修レポート

去る3月13日(日)に社会福祉法人大阪重症心身障害児者を支える会主催で勉強会が開催されました。例年開催されることで、今回は第1回目として、「スウェーデン・デンマークの福祉から何を学ぶか」というテーマで、先に実施された海外視察研修のレポートとそれを日本でどう生かすについて「ゆらっと勉強会」として開催されました。今後は「ゆらっとセミナー」という名称で開催されることとです。今回は研修会のレポートではなく、視察に参加された方に投稿いただいたものを抜粋して連載させていただきます。

スウェーデンの概要

国土 面積449,964km²(日本の1.2倍)
人口 948万人 人口密度 21人/km²
出生率 1.98人
平均寿命 男性79.1歳、女性83.2歳
高齢比率65歳以上 総人口の18%
税金の高さ 世界2位(1位デンマーク)
通貨 スウェーデンクローナ(1SEK=約15円)
行政組織 国会 法律の制定



21ラステイング(日本の県に相当、広域自治体)
予算210億SEK、医療ケアの供給が主体
290コムーニ(日本の市町村に相当 基礎的自治体)予算475億SEK、高齢者福祉、障害者福祉サービス等を担う

制度の体系 社会サービス法(501法)::総合立法として社会サービスのあり方や大枠を定める
一定の機能的な障害のある人々に対する援助とサービスに関する法(LSS法)

LSSニズ判定委員(公務員)の判定でサービス内容がきまる

アシスタンス補償法(LASS法)

LSS法サービスを受けている人 60,257人

知的障害 88%
高次脳機能障害 3%
重度の身体障害・精神障害 9%

障害者団体の力が強い。当事者の意見が重要視されている。

経済状況 障害者年金 1ヶ月 8,560 SEK
障害者補助金 1ヶ月 2,461 SEK
障害者家賃補助金 1ヶ月 4,000 SEK



デンマークの概要

国土 43,000km²、406の島からできている。国土の2/3が、農耕地(300%の自給率)
人口 560万人、通貨 デンマーククローナ 1DKK=約13円

行政組織 国会
デジオン(広域地域)(かつて県があったが、現在は廃止)
コムーニ 98市 税金は、国とコムーニに納税される。

障害者福祉の考え方

デンマークには「障害者」という概念がない。障害者と健常者を区別することの意味がないということで、障害者の数など統計を取る事がない。手帳もない。

デンマークでは、出産時に何らかの障害がある事が分かった時点で親からの申請ではなく、病院から市へ自動的に連絡が入り親の収入に関係なく、いろいろな援助が受けられるシステムになっている。補助器具や自動車も無料で提供される。24時間ヘルパーを雇うことが出来る(家族でも認められる) 費用は市が負担。パーソナルアシスタントは、ソーシャルワーカー(ケースワーカー)が判定している。子どもが18歳になるまで、親に扶養義務がある。日本のような特別支援学校はない。基本的に地域の学校へ通い健常者と同じ教室で授業をうける。重心の児童は、特別(個別)教室がある(義務教育は10年)成人後は、ご自宅やグループホームに住まれデイセンターやアクティビティセンターに通う。生活費は、年金が支給される(だんだん減ってきている)あと、住宅手当や家賃補助がある。知的に重い方には、国の直属機関(アンプ)が後見人をつける付けないを決める。軽度の方は、24時間ご自身でヘルパーを雇う。重心の方々は、ヘルパーを市が雇用し派遣している。多くの重心の方々は、グループホームに住まわれる事が多い。精神障害の方々は、ご本人の不安を和らげるために24時間つながる電話での相談受付の場がある。

*フレックスジョブ制度

デンマークの平均労働力は1週間37時間とされていて、例えば障害者が1週間15時間の労働をし、それに合った賃金の支給を受けたとすれば、37時間労働したとみなされ、差額の賃金を給付金として市から受け取ることが出来る。

*条件として、 リハビリが終了していること。 上限として障害者年金の額にあわせている。

<次号へ>